

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月1日作成)

| | |
|-------------|---|
| 法令名 | 農地中間管理事業の推進に関する法律 |
| 根拠条項 | 第8条第1項 |
| 許認可等 の種類 | 農地中間管理事業規程の認可、農地中間管理事業規程の変更の認可 |
| 法令の定め | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)</p> <p>(農地中間管理事業規程)</p> <p>第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程(以下「農地中間管理事業規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準</p> <p>二 農地中間管理権を取得する農用地等の基準</p> <p>三 農地中間管理権の取得の方法</p> <p>四 第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定の方法</p> <p>五 第二条第三項第三号に掲げる業務の実施基準</p> <p>六 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項</p> <p>七 その他農地中間管理事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>二 前項第一号に掲げる事項が、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれるものであること。</p> <p>三 前項第二号に掲げる事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、第十七条第一項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得することを内容とするものであること。</p> <p>四 前項第三号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。</p> <p>イ 農用地等の所有者(当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。)からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れること。</p> <p>ロ 農地中間管理権の取得に当たって、当該取得した農地の貸付けを円滑に行う観点から、農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について、当該農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下このロにおいて「所有者等」という。)が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、農地中間管理機構が、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すこと。</p> <p>ハ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。</p> <p>五 前項第四号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。</p> <p>イ 地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。</p> <p>ロ 第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。</p> <p>六 前項第五号に掲げる事項が、農用地等の貸付けが確実に実行されると見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。</p> <p>七 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。</p> |
| 審査基準 | 法令の定めに尽くされているため設定しない。 |
| 標準処理期間 | 総期間 20 日・ 月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 20 日・ 月 (農政部農業経営局農業経営課) |
| 処分担当課 | 農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373)) |
| 申請先等 | 同上 (電話番号:) |
| 問い合わせ先 | 農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373)) |
| 備考 | (公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html) |